

不祥事の再発防止に向けた取組について

**令和7年11月
海田町**

目 次

はじめに	1
第1 事件の概要	2
第2 事件に関する事実	2
第3 再発防止対策の検討方法	4
1 不正行為の要因分析	4
2 職場内における課題	5
第4 再発防止対策	5
1 コンプライアンスの徹底	6
2 人事・組織マネジメントの強化・充実	10
3 簡易外注に係る手続の見直し	12
資料編	14
1 コンプライアンス推進検討委員会設置要綱	14
2 コンプライアンス推進検討委員会 開催経過等	15
3 コンプライアンス推進検討委員会 委員名簿	15

はじめに

町政を円滑に運営するためには、町民からの信頼が不可欠であり、これまで町民から信頼される町役場であるため、服務規律の確保等に努めてきました。

しかし、今回元職員が起こした事件により、これまで積み上げてきた町民からの信頼は著しく失墜してしまいました。また、従来の取組では全ての職員に対しコンプライアンス意識を徹底することができていなかったこと、人事・組織マネジメントの不足等の課題が明らかになりました。

そこで、二度とこのような事件を起こさないため、再発防止対策の検討について関係部署に指示を行い、町職員によるコンプライアンス推進検討委員会を設置し、委員会での検討を経て、この度、講ずべき再発防止対策を取りまとめました。

町民の皆様には、多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後は、町職員一丸となって再発防止策を実行し、改善に努め、町民の信頼回復を図ってまいります。

令和7年11月

海田町長 竹野内 啓 佑

第１ 事件の概要

平成２９年度から建設部建設課技師として、道路、水路、河川等の整備及び維持修繕業務等を担当し、工事監督や設計金額の積算等の職務に従事していた元職員Ａは、本町が発注する各種随意契約に関し、事業者Ｂが受注できるよう、有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和５年１月から令和６年１０月までの間、７回にわたり、事業者Ｂの代表取締役（以下「Ｂ社長」という。）から代金１２２，７９０円相当の遊興等の接待を受け、加えて現金８万円の供与を受けたものである。

第２ 事件に関する事実

広島地方裁判所で行われた全２回の公判における元職員Ａの証言や、関係者の供述について、裁判所で以下の点を事実として認定した。

- １ 元職員Ａは、令和５年１月２６日から令和６年１０月１０日までの間、Ｂ社長から７回に渡り飲食等の接待を受けており、その料金はＢ社長が負担していた。
- ２ 元職員Ａは、東京出張する際、Ｂ社長に依頼して現金８万円を収受し、出張中の遊興費に消費した。元職員Ａは返済するつもりだったと供述しているが、Ｂ社長に対して返済に関する話をしたことは１度もなかった。
- ３ 元職員Ａは、事業者Ｂの従業員に対し、午前１時や午後１０時頃に、広島市内に迎えに来させ、自宅まで送らせていた。さらに令和５年１２月２３日には、従業員にキーホルダーの購入を指示し、持ってこさせている。なお、この購入費用についても従業員に支払っていない。
- ４ 初回は、Ｂ社長からの誘いではあったが、その後は元職員Ａからも接待を要求するようになり、現金を要求するなど徐々にエスカレートしていた。

双方とも、最初は「身近な先輩・後輩の付き合い」のような認識だったが、Ｂ社長は「町発注の簡易外注工事について、有利かつ便宜な取り計らいを受けたい」思

いで接待を続け、元職員Aもそういった考えにうすうす気が付きながら、接待を受け続けていた。

なお、元職員Aは、賄賂は「不正を行って金品をもらうこと」と認識しており、接待を受けることについては賄賂と認識していなかった。

- 5 元職員Aは、簡易外注の事務手続において、実質、見積業者を選ぶ事が可能で、事業者Bに受注させるため、事業者Bより高い金額の相見積を提出するよう他の業者に指示していた。(簡易外注工事においては、2者以上から同じ条件のもとに見積りを徴収するよう規定されているところ、定められた手続どおりに事務処理をしていなかった。)

また、そのような手続を行った理由について、元職員Aは「事業者Bに便宜を図る意図はなく、少ない職員で、多量の簡易外注工事を処理するため、早く書類を揃えて実施する必要がある、そのような方法をとらなければ仕事が回らなかった。」としている。

- 6 なお、事業者Bは、B社長のギャンブルにより資金繰りが苦しかったことや、技術者不足の状態で大きな工事を行う場合には他事業者に委託する必要がある、利益率が低くなることから、自前でできる簡易土木工事を何としても受注したい状況だった。

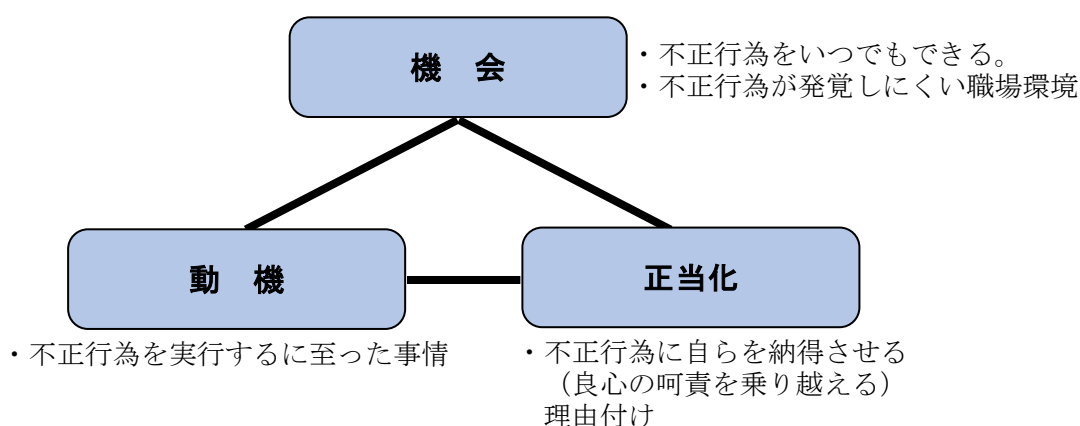
第3 再発防止対策の検討方法

1 不正行為の要因分析

不正行為は、機会・動機・正当化の3つの要因が全て揃ったときに発生するとされている。（不正のトライアングル理論）

これを用いて、今回の事件が発生した原因分析を行い、再発防止対策の検討を行うこととする。

【不正のトライアングル理論】＜ドナルド・クレッチ博士（アメリカ犯罪学者）＞



(1) 機会

元職員Aは、贈賄容疑で逮捕されたB社長とは、工事等による打合せが現場確認等を伴うことから、庁舎内外を問わず頻繁に接触する機会があった。

(2) 動機

元職員Aは、工事の現場においてB社長と頻繁に接触するうちに意気投合し、先輩に奢ってもらおうような感覚で接待を受けるようになったものである。

(3) 正当化

元職員Aは、本町と利害関係のある事業者から、遊興費等の負担をしてもらうことについて、そもそも収賄罪に当たると認識しておらず、コンプライアンス意識が欠如していた。

2 職場内における課題

不正行為が発生するに至った、職場内の課題は次のとおりである。

(1) 服務規律・職員倫理上の課題

元職員Aは、勤務成績は良好で、同僚との人間関係や面倒見は良いという評価であった。

しかし、今回の事件のように、勤務時間外での業者との接触、金銭の授受については職員倫理の観点から到底許容できるものではない。

(2) 組織体制に係る課題

道路・河川等の維持管理業務については、担当を定めて計画的に執行していたが、中堅職員の退職やインフラ強靱化事業等への対応により業務量が増大した結果、一部の職員に負担がかかるとともに、職務執行上の監督が行き届いていなかった。

(3) 業務執行上の制度の課題

本町においては、簡易外注工事事務取扱規程及び簡易外注業務委託事務取扱規程において工事や業務委託に係る手続を規定しているが、詳細な事務処理マニュアルや、簡易外注工事等に関する業者選定基準は明文化されたものがなかった。

第4 再発防止対策

不正のトライアングル理論にある機会・動機・正当化の3つの要因の排除及び職場内における課題を解決するため、再発防止対策として、

- コンプライアンス※
- 人事・組織マネジメント
- 業務執行上の手続

の観点から、以下の対策を講ずることが必要である。

※ コンプライアンスの定義については、法令や社会倫理、企業倫理を守ること（広辞苑より）であり、法令のみならず、職員が守るべき倫理もこれに含まれる。

1 コンプライアンスの徹底

(1) コンプライアンス研修の充実

ア 現状

年度に1回、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しているが、接遇向上に係るメニュー等の一部としてコンプライアンスに触れる内容であり、コンプライアンスに特化した研修ではなかった。

イ 取組内容

毎年度全職員を対象に、コンプライアンス研修を実施する。研修では汚職事件の事例を基にケーススタディを行うなど、職員に事件が発生した原因等を考えさせる内容の研修を実施する。

また、従前からコンプライアンス研修や綱紀肅正通知により、接待も含め禁止行為等について周知していたが、元職員Aにその意識はなく、浸透していなかったことを踏まえ、今後は研修の都度、理解度チェックを行い、職員への確実な理解浸透を図る。

ウ 実施時期

令和8年度から（なお、令和7年度は、緊急対応として、事件発生直後に全職員同一の内容で実施した。）

エ 所管課

総務課

(2) 職員倫理指針の策定

ア 現状

未策定。海田町職員倫理要綱があるものの、禁止行為のみが記載されており、職員が具体的なイメージをしにくい。

イ 取組内容

職員への浸透を図るため、次の点を踏まえた「職員倫理指針」を策定する。

- (ア) 「職務に関係ある者との注意すべき点」として、金品の授受の禁止、飲食などの接待を受けることの禁止、便宜供与を受けることの禁止について、これを、より詳細・明確にし、職員が具体的にイメージできるようにする。
- (イ) 汚職等を未然に防止するため、「利害関係者との接触に関するルール」について記載する。

【ルールの記載例】

- ・ 汚職等の未然防止のため、庁舎内、現場等で利害関係者と接触する際は、複数の職員で対応するようにし、やむを得ず単独で対応する際は、所属長への事前事後の報告を徹底する。
- ・ 利害関係者と業務上の打合せ等を行う場合は、原則としてオープンスペースで行うことを徹底する。
- ・ 利害関係者から職務上の要望、意見等を受けたときは、速やかに上司に報告し、情報共有を図る。

ウ 実施時期

令和 7 年

エ 所管課

総務課

(3) 職員倫理指針及び海田町職員倫理要綱の周知徹底

ア 現状

年に 1 回、綱紀粛正について、海田町職員倫理要綱の遵守に係る内容とともに職員に通知している。

イ 取組内容

前述の職員倫理指針について、全職員が理解しやすいように重点事項をまとめた概要版を作成し、新規採用時、コンプライアンス研修の実施時、後述する

コンプライアンス推進月間等の機会にこれを活用して、同指針の周知徹底を図る。

ウ 実施時期

令和7年から

エ 所管課

総務課

(4) コンプライアンス推進月間の設定

ア 現状

未実施

イ 取組内容

コンプライアンス推進月間を設定し、職員倫理指針の周知徹底を図る等コンプライアンス意識の徹底を図る。

ウ 実施時期

令和7年12月から毎年度設定

エ 所管課

総務課

(5) 懲戒処分事例等の職員周知

ア 現状

未実施

イ 取組内容

庁内及び他自治体における主な懲戒処分事例、不正、非違行為等について、庁内電子掲示板を活用して随時職員に周知し、コンプライアンス意識の徹底を図る。

ウ 実施時期

令和7年度から

エ 所管課

総務課

(6) 職員のコンプライアンス意識の確認

ア 現状

未実施

イ 取組内容

コンプライアンスチェックシートを作成し、コンプライアンス推進月間等の機会を捉え、当該シートを配布し、職員のコンプライアンス意識の確認を行うとともに、職員が自らの行動の振り返りを行う。

ウ 実施時期

令和7年12月から

エ 所管課

総務課

2 人事・組織マネジメントの強化・充実

(1) 管理監督者のマネジメントの強化

ア 現状

実施中

イ 取組内容

不正や非違行為を行う際には、事前に何らかの兆候があるケースが多く、管理監督者は、日常から職員の言動に注意し、状況に変化があるような場合には面接を実施する等状況把握を行い、問題の早期発見に努める。

具体的には、定例の事務打合せ、朝礼、起案の決裁時、人事評価に係る面談時等、職員と接する様々な機会を活用し、職員の体調管理や生活態度等の状況把握を行う。その際に、問題を抱えている職員を発見した場合は、総務課を通じて、外部の相談機関等の紹介や衛生管理者、公認心理師への相談につなげるなど、組織的な対応に努める。

管理監督職以外の職員においても、言動の変化が見られるような同僚や問題を抱えている同僚を発見した場合は、上記対応や所属長への報告に努める。

また、長期にわたり同一の業務を担当している場合に非違行為を行いやすい環境が生まれるため、可能な限り、係や担当業務を変更する等の検討を行う。

なお、技師等の専門職については、部署が変わっても利害関係者が替わりにくい職であるため、管理監督職による面談時の確認を徹底する。

あわせて、後述する「簡易外注に係る手続の見直し」により、手続上のチェック機能を強化する仕組みをつくり、管理監督機能の強化を図る。

ウ 実施時期

引き続き実施

エ 所管課

全庁各課

(2) 管理監督者を中心としたコミュニケーションの充実

ア 現状

実施中

イ 取組内容

管理監督者を中心として、職場内で日常的に活発なコミュニケーションを行うことで、職員が報告・連絡・相談を行いやすい環境を醸成し、不正や非違行為が発生しにくい職場作りをする。

具体的には、定例の事務打合せを設定する、町内グループウェアを活用するなど、コミュニケーションを図ることができる場を作る。

ウ 実施時期

引き続き実施

エ 所管課

全庁各課

(3) 人材の確保

ア 現状

実施中

イ 取組内容

業務量や人事配置等の課題をヒアリング等によりの確に把握し、技術職員の計画的な採用を行う。

ウ 実施時期

引き続き実施（令和7年度採用においては、中途採用の取組を進め、増員を検討中）

エ 所管課

総務課

(4) 技術力向上，技術継承の取組

ア 現状

実施中

イ 取組内容

技術職員向けの派遣型研修の推進のほか，専門分野，過程別の技術職員研修等を今後も実施し，職員の技術力向上，技術継承を促進する。

ウ 実施時期

引き続き実施

エ 所管課

建設部，上下水道課，総務課

3 簡易外注に係る手続の見直し

(1) 業者選定基準の明文化

ア 現状

簡易外注工事及び業務委託に係る業者選定に当たり，明文化された選定基準がない。

イ 取組内容

今回の事案において，見積りを徴する業者を，実質的に元職員Aが選定しているとの疑念を持たれたことを踏まえ，簡易外注工事及び業務委託に係る町としての業者選定基準を定める。

ウ 実施時期

令和7年12月1日

エ 所管課

財政経営課

(2) 簡易外注手続マニュアルの作成

ア 現状

簡易外注工事及び業務委託に係る規程中に手続に係る規定はあるが、見積徴収の方法等、詳細の手続については明文化された規定がない。

イ 取組内容

今回の事案において、元職員Aが故意に高い見積りを業者に提出させていたことを踏まえ、手続の詳細に係る「簡易外注手続マニュアル」を定め、権限のある者しか見積書を見ることができないような物理的な措置等、運用の適正を確保する。

ウ 実施時期

令和7年12月1日

エ 所管課

財政経営課

資 料 編

1 コンプライアンス推進検討委員会設置要綱

コンプライアンス推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和7年6月11日に海田町職員が収賄の容疑で逮捕された事件を踏まえ、再発防止対策について検討するため、コンプライアンス推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、再発防止対策について検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、副町長、企画部長、総務部長、町民生活部長、福祉保健部長、建設部長及び教育次長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の意見を聴取することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

2 コンプライアンス推進検討委員会開催経過等

(1) 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和7年 8月21日	1 不祥事の再発防止に向けた取組について ・ 倫理指針の策定について確認 ・ 今後の検討項目の確認 2 その他
第2回	令和7年 9月30日	1 不祥事の再発防止に向けた取組について ・ 倫理指針策定に向けた意見交換 ・ 今後の検討項目の確認 2 その他
第3回	令和7年11月 4日	不祥事の再発防止に向けた取組について（報告案）

(2) 報告

報告年月日	報告先	件名
令和7年11月7日	町長	不祥事の再発防止に向けた取組について（報告）

3 コンプライアンス推進検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名
委員長	夏 目 啓 一	副町長
委員	脇 本 健二郎	企画部長
委員	鶴 岡 靖 三	総務部長
委員	丹 羽 勤	町民生活部長
委員	森 川 雅 枝	福祉保健部長
委員	木 村 生 栄	建設部長
委員	新 藤 正 敏	教育次長